

# 東海東京証券の証券総合取引「約款・規定集」新旧対照表

(下線部分改正)

2024年3月18日改定

## ◆当社の勧誘方針

当社の勧誘方針に記載のある「金融サービスの提供に関する法律」は2024年2月1日より「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改称されました。

## ◆オンライントレード・コールセンター利用約款 新旧対照表

新	旧
<p><b>第18条 (対象書面)</b></p> <p>電子交付サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書面は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、<u>租税特別措置法</u>、各金融商品取引所受託契約準則および金融商品取引業協会関係規則等において規定されている電子交付等が認められている書面のうち、当社が指定し、当社または当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等に掲載する次の各号に掲げる書面（以下「対象書面」といいます。）とします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>取引報告書</li><li>取引残高報告書</li><li>目論見書等（個別銘柄ごとになります）</li><li>契約締結前書面</li><li>特定口座年間取引報告書</li><li>上場株式配当等支払通知書</li><li>その他前各号に準ずる書面または当社が電子交付により提供することを定めたもの</li></ol>	<p><b>第18条 (対象書面)</b></p> <p>電子交付サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書面は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律、各金融商品取引所受託契約準則および金融商品取引業協会関係規則等において規定されている電子交付等が認められている書面のうち、当社が指定し、当社または当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等に掲載する次の各号に掲げる書面（以下「対象書面」といいます。）とします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>取引報告書</li><li>取引残高報告書</li><li>目論見書等（個別銘柄ごとになります）</li><li>契約締結前書面 (新設)</li><li>その他前各号に準ずる書面または当社が電子交付により提供することを定めたもの</li></ol>
<p><b>第19条 (電子交付方法)</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>(現行通り)</li><li>電子交付サービスにおいて、書面の記載事項を記録する閲覧ファイルは、PDFファイル（以下、対象書面の記載事項を記録したPDFファイルを「電子書面」といいます。）<u>を含むため、電子交付等を受けるためには、当社が推奨するバージョン以上のAdobe Reader等のPDFファイル閲覧用ソフト、および推奨するバージョン以上のブラウザソフトが必要です。これらの準備はお客様の負担と責任において行なっていただきます。</u> (削除)</li></ol>	<p><b>第19条 (電子交付方法)</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>(省略)</li><li>電子交付サービスにおいて、書面の記載事項を記録する閲覧ファイルは、PDFファイル（以下、対象書面の記載事項を記録したPDFファイルを「電子書面」といいます。）とします。</li><li>電子交付等を受けるためには、<u>当社が推奨するバージョン以上のAdobe Reader等のPDFファイル閲覧用ソフト、および推奨するバージョン以上のブラウザソフトが必要です。これらの準備はお客様の負担と責任において行なっていただきます。</u></li></ol>
<p><b>第21条 (申し込み)</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>電子交付サービスの申し込みは、<u>当社が定める方法により申し込みものとし、</u>当社は、当該申し込みを確認できたもの限り、電子交付サービスの提供を行うものとします。</li><li>(現行通り)</li></ol>	<p><b>第21条 (申し込み)</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>電子交付サービスの申し込みは、<u>原則として、お客様が、当社のオンライントレード認証画面にログインし、登録情報照会画面より当社へ</u>申し込みものとし、当社は、当該申し込みを確認できたもの限り、電子交付サービスの提供を行うものとします。</li><li>(省略)</li></ol>
<p><b>第23条 (電子交付サービスの解約等)</b></p> <p>当社は、第21条の規定による申し込みの承諾を行ったお客様から電子交付サービスの解約等の申し出があった場合、電子交付サービスを提供しないものとします。<u>また、電子交付サービスを解約した場合は、既に電子交付等をおこなった電子書面の記載事項を消去する指図がお客様からあったものとみなし、当社で当該記載事項を消去する場合があります。</u></p> <p>電子交付サービスの解約後は、当社からの対象書面の交付は郵送による交付に切り替えます。<u>ただし、対象書面毎に、郵送への交付切替時期が異なる場合があります。</u></p>	<p><b>第23条 (申し込みの撤回等)</b></p> <p>当社は、第21条の規定による申し込みの承諾を行ったお客様から電子交付サービスの解約等の申し出があった場合、電子交付サービスを提供しないものとします。<u>この場合、お客様は、電子交付サービスの提供を受けることはできないものとします。ただし、当該お客様が再び第21条による申し込みを行った場合は、この限りではありません。</u></p>
<p><b>附則 (2024年3月18日変更)</b></p> <p>この約款は、<u>2024年3月18日</u>よりお客様とのお取引に適用します。</p>	<p><b>附則 (2019年6月1日変更)</b></p> <p>この約款は、<u>2019年6月1日</u>よりお客様とのお取引に適用します。</p>